

# 第56回大阪府障がい者施策推進協議会

日時：令和6年1月12日（金）

午後1時30分から4時00分

場所：大阪赤十字会館302・303会議室

■出席委員（五十音順、敬称略）

大阪府社会福祉協議会会長	井手之上 優
大阪聴力障害者協会会長	大竹 浩司
大阪難病連評議員	尾下 葉子
大阪手をつなぐ育成会理事長	小田 多佳子
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授	小野 達也
大阪自閉スペクトラム症協会理事	河辺 豊子
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授	黒田 隆之
弁護士	近藤 厚志
障害者（児）を守る全大阪連絡協議会事務局長	塩見 洋介
大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長	柴原 浩嗣
大阪公立大学名誉教授	関川 芳孝
大阪府視覚障害者福祉協会会長	高橋 あい子
大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会	壺井 一平
大阪府身体障害者福祉協会会長	寺田 一男
大阪小児科医会副会長	鳥邊 泰久
大阪府医師会副会長	中尾 正俊
関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科教授	橋本 有理子
大東市長	東坂 浩一
大阪府精神障害者家族会連合会理事	堀居 努
大阪知的障害者福祉協会会長	裕上 利男
大阪府障がい者スポーツ協会会長	宮村 誠一
大阪精神障害者連絡会代表	山本 深雪
大阪府障害者福祉事業団理事長	山田 忠男

## ○事務局

定刻となりましたので、ただいまより、第 56 回大阪府障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたり、福祉部長の吉田より一言ご挨拶申し上げます。

## ○吉田福祉部長

福祉部長の吉田です。

旧年中は本当にお世話になりました。今年もよろしくお願いいたします。まずは、本当であれば、あけましておめでとうというお話をさせていただきたいんですが、皆さんご承知のとおり、1 月 1 日の昼過ぎに能登半島の方で大地震が発生しました。既に 200 名を超える方が亡くなられたと伺っています。本当に亡くなった方々、ご遺族の方にお悔やみを申し上げたいと思います。

大阪府から災害支援のために派遣していた先遣隊が帰ってまいりましたが、やっぱりゴミの問題とか、トイレの問題、感染症の問題などいろいろ伺っています。被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、我々大阪府も、医師会さんをはじめ、いろんな方々と一緒になって、被災地支援を頑張らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、今回は第 56 回目の協議会と先ほど申し上げましたが、今年度では 3 回目の協議会です。本日は二つご議論いただきたいと思います。

一つ目は、以前からご審議いただいております、第 5 次障がい者計画中間見直し案についてです。前回の会議では方向性を示させていただいて、それに基づきまして、委員の皆様には、いろいろご議論をいただきました。地域における障がい者の皆さんの支援体制や、障がい者情報アクセシビリティ関連について、委員の皆様方から様々なご意見をいただいたものを踏まえまして、今回は案を作らせていただきましたので、本日ご審議いただきたいと思います。合わせて、ただいま府では、来年度予算を編成している過程でございます。地域移行の推進、相談支援体制の充実、これからもしっかり取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

二つ目のテーマでは、令和 4 年度のこの計画の取り組み状況についてもご報告させていただきます。予定にしております。

本日、お忙しいところお集まりいただきました委員の皆様方におかれましては、それぞれ専門的な見地から様々なご意見いただきまして、先ほど申し上げた中間見直し案等についてのブラッシュアップをさせていただけたらと思います。

本日の会議、短い時間ではございますが、実り多いものにしていただきたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

私の方からのご挨拶は以上でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

福祉部長は公務の都合によりこれをもって退席させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

○吉田福祉部長

いつも申し訳ございません。しっかり事務局のメンバーが、先生方のご意見を承らせていただきますのでよろしくお願い致します。それでは失礼いたします。

○事務局

それでは、本日出席の委員の皆様をご紹介します。

大阪府社会福祉協議会会長	井手之上委員です。
大阪聴力障害者協会会長	大竹委員です。
大阪難病連評議員	尾下委員です。
大阪手をつなぐ育成会理事長	小田委員です。
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授	小野委員です。
大阪自閉スペクトラム症協会理事	河辺委員です。
桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授	黒田委員です。
弁護士	近藤委員です。
障害者（児）を守る全大阪連絡協議会事務局長	塩見委員です。
大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長	柴原委員です。
大阪公立大学名誉教授	関川委員です。
大阪府視覚障害者福祉協会会長	高橋委員です。
大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会	壺井委員です。
大阪府身体障害者福祉協会会長	寺田委員です。
大阪小児科医会副会長	鳥邊委員です。
大阪府医師会副会長	中尾委員です。
関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科教授	橋本委員です。
大東市長	東坂委員です。
大阪府精神障害者家族会連合会理事	堀居委員です。
大阪知的障害者福祉協会会長	松上委員です。
大阪府障がい者スポーツ協会会長	宮村委員です。
大阪精神障害者連絡会代表	山本委員です。
大阪府障害者福祉事業団理事長	山田委員です。

本日は、委員数 30 名のうち 23 名のご出席をいただいております。

大阪府障害者施策推進協議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、会議が有効に成立し

ておりますことをご報告させていただきます。

次に、お配りをしております資料の確認をさせていただきます。まず次第、委員名簿、資料 1「第 5 次大阪府障がい者計画の中間見直し案について」、資料 2「第 5 次大阪府障がい者計画 令和 4 年度における具体的な取り組み実施状況」、資料 3「PDCA サイクル 管理用シート令和 4 年度実績」、資料 4「成果目標・活動指標（市町村一覧・大阪府）令和 4 年度実績」、参考資料 1「第 5 次大阪府障害者計画の中間見直し案の新旧対照表」、参考資料 2「第 5 次大阪府障害者計画中間見直しについて（概要）」となっております。

以上の資料で不足等ございましたら、事務局までお知らせいただきたいのですが、皆様お手元にお揃いでしょうか。

なお、大阪府においては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。個人の委員名は記載いたしません、配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として、府のホームページで公開する予定にしておりますので、あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。

次に、この会議には手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員がおられます。情報保障と、会議の円滑な進行のため、ご発言の際は都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるようにゆっくりと、かつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなどのご配慮をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては小野会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

## ○小野会長

皆さんこんにちは。

先ほど部長からもありました通り、2024 年度は本当に波乱のといえますか、大きな大変な出来事があった幕開けとなりました。そういう中でも本日はお忙しい中、皆さんおいでいただきましたので、今日の障がい者施策推進協議会を実りあるものにしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

先ほどお話がありましたけれども今日、行うことは 2 点ということになります。

一つ目が、第 5 次大阪府障がい者計画中間見直し案について、二つ目が、第 5 次大阪府障がい者計画の令和 4 年度の実施状況について、ということなのですが、やはりこの中で言いますと、一つ目の案について、皆さんにぜひご意見をいただきたいということが大きいと思います。ですので、こちらの方にかなり時間をとっておりますので、資料を見ていただくと分かるんですけど、非常に大量になっていて、少し前にペーパーレスの傾向と違って言いながら、またこういうかなりの資料が出てくる形になってしまって、いろいろあるかとは思いますが、とにかく必要な部分ですので、本日は資料用意していただいております。

全てこの時間で消化するのはなかなか難しいところもあるかと思いますが、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思っています。

終了予定時間 15 時半を予定しておりますので、議事進行についてのご理解ご協力をよろしくお願ひしたいと思っています。

それでは議題に従って進めてまいります。

議題 1、第 5 次大阪府障がい者計画中間見直しの案についてということになりますので、事務局より説明をよろしくお願ひいたします。

#### ○事務局

障がい福祉企画課でございます。議題 1 につきまして、事務局よりご説明させていただきます。

資料 1 の第 5 次大阪府障がい者計画の中間見直し案についてをご覧ください。初めに、第 5 次大阪府障がい者計画の概要を説明させていただきます。

大阪府では、障がい者施策全般に関する総合的、基本的な計画として本計画を策定しております。

本計画は、障害者基本法第 11 条第 2 項に基づくものであり、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画でございます。

また、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく障害福祉計画障害児福祉計画を含めて一体的に記述し策定しております。

本計画の計画期間は令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間としておりまして、今年度は計画期間の中間の年にあたることから、本計画を策定した令和 3 年 3 月以降、現在に至るまでの間に施行された法や、新たに策定された計画の内容など、現在の計画の内容と照らし合わせまして、必要に応じて修正を行うものでございます。

今後の流れといたしまして、本日の協議会で見直し案についてご審議いただきまして、委員から頂戴いたしました意見を踏まえまして、2 月にパブリックコメントを実施する予定でございます。

パブリックコメントによって広く府民の皆様からいただいた意見を踏まえ、年度末の 3 月に本協議会を開催いたしまして、最終の第 5 次大阪府障がい者計画中間見直し案をお示しさせていただきます成案化したいと考えているところでございます。

それでは第 5 次大阪府障がい者計画の中間見直し案の内容について順次ご説明させていただきます。資料 1 と合わせまして参考資料 2 をご覧ください。参考資料 2 が、前回の第 55 回の協議会でご説明した、第 5 次大阪府障がい者計画の中間見直しの概要でございます。

前回は、第 5 次大阪府障がい者計画策定後の主な動きとして 5 項目を挙げさせていただきました。5 項目は資料の左に記載しておりますとおり、障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本指針、地域における

障がい者等への支援体制、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、第5次障がい者基本計画の5項目でございます。

また、この5項目以外の点につきましても、各委員よりご意見をいただいておりますので、それらの意見も踏まえた形で修正をさせていただいております。

それでは具体的な修正内容についてご説明いたします。

資料1ですけれども修正した箇所には、下線を引かせていただいております。

また参考資料1として、新旧対照表も作成しておりますので、こちらも参考にいただければと思います。

ではまず、1点目としまして、令和5年3月に大阪府障がい者自立支援協議会において策定された、「地域における障がい者等への支援体制について」の提言内容を踏まえた修正についてご説明いたします。

提言では、障がい者支援施設から地域生活への移行の推進や、地域生活の継続を支援するため、相談支援体制や意思決定支援の充実、地域移行に向けた認識の形成と共有、地域の社会支援、資源等人材の確保などでございまして、障がい者支援施設の今日的なあり方、役割とともに、地域全体で障がい者を支える仕組みの構築について示されております。提言を踏まえた修正といたしまして、まず41ページ（点字版25ページ）をご覧ください。

「生活場面1 地域や街で暮らす」におきまして、自立支援協議会から提言を示された旨、また提言の内容を受け、障がい者が地域で安心して生活できるよう、府として具体的に取り組みを進めていくことを記載しております。

次に43ページ（点字版32ページ）をご覧ください。

「2、個別分野ごとの政策の方向性」の括弧2につきましても、従前は入所施設のあり方について議論を深めるため、入所施設の今後の機能のあり方についてとなっております。今回、自立支援協議会の提言において、障がい者支援施設だけでなく、相談支援体制も含めた地域全体で、障がい者等の支援体制の再構築について示されていることから、地域における障がい者等への支援体制についてという文言に修正しております。

続いて、44ページ（点字版35ページ）をご覧ください。今後の政策の方向について記載しております。施策の方向としまして、障がい者を初め、市町村や支援者等にも地域移行に向けた理解を深めること、また、入所の必要性の精査、入所施設で高度かつ集中的な支援を受けることにより、地域で生活していくことなどでございます。

まず一つ目の丸でございます。地域移行の促進や、地域での生活を継続するためには、入所者や家族などへ働きかけていくことが重要とされていること、また、そのためには、市町村や基幹相談支援センターが中心となる必要があることから、その趣旨について記載しております。

二つ目の丸でございます。入所施設や地域の事業所においても、地域生活のイメージが持てるよう働きかけるなど、地域生活推進の意識醸成を図る必要があること、施設の入所が長

期間とならないよう入所されている方が集中的な支援を経て地域移行すること、また、これから入所される方も、地域生活への移行を前提として入所していただくことで、循環していく趣旨を記載しております。

三つ目の丸でございます。入所者だけでなく、入所を希望されている方に対しても、地域生活継続の可能性の検討や、入所施設以外の地域での生活の選択、また入所前から地域生活の継続を前提とした支援の検討などの取り組みを進めていくことの趣旨を記載しております。

次に46ページ（点字版38ページ）をご覧ください。こちらにつきましては、昨年度、大阪府自立支援協議会のケアマネジメント部会において、市町村における相談体制の充実強化に向けた議論がされておりまして、前述の自立支援協議会本体の提言の議論も踏まえ、令和5年7月に部会としての提言が出されております。ここでは全市町村の基幹相談支援センターの設置や体制整備、また、相談支援に従事する人材の養成などが示されております。それらの趣旨をここで追記させていただいております。

次にページが前後して申し訳ありませんが、25ページ（点字版17ページ）共通場面「地域を育む」でございます。提言の中でも、入所者の高齢化により、障がい者支援施設から介護施設へ移るなど、介護保険サービスの利用機会が増えていることから、障がい者を支援する相談支援専門員と、介護支援専門員との連携が求められると示されておりまして、その旨を新たに追記しております。

また、本文の修正を踏まえまして、具体的取り組みも追記しております。37ページ（点字版23ページ）でございます。こちらの具体的な取り組みとして、地域移行に向けた障がい者の理解促進について追記しております。

また、51ページ（点字版42ページ）でございます。こちらにも具体的な取り組みといたしまして、市町村の相談支援体制の充実、また地域生活を支えるための基盤整備について新たに追記しております。

次に、主な動きの2点目としまして、令和4年5月に施行されました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた修正でございます。全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには情報を十分に取得及び利用し、円滑な意思疎通が極めて重要であること。そのための政策を総合的に推進していくという法の趣旨を踏まえた修正でございます。

こちらにつきましては、7ページ（点字版5ページ）でございます。こちらは主な法制度等の動向を記載する部分ですけれども、第5次大阪府障がい者計画策定後の主な動きとしまして、法律の目的等を追記させていただいております。

また8ページ（点字版9ページ）でございます。国の基本計画であります第5次障害者計画におきましても、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法の規定の趣旨を踏まえて策定することと追記されておりまして、府の計画におきましても同様の趣旨を追記させていただいております。



続きまして97ページ（点字版59ページ）でございます。「生活場面5 人としての尊厳を持って生きる」の部分でございます。前回の本協議会で委員より、情報アクセシビリティ法の理解がなかなか進んでいないとのご意見を頂戴いたしましたことから、府民の関心と理解が深まるよう、広報活動や啓発活動等の取り組みを進めていく旨、新たに追記させていただきます。

また、101ページ（点字版64ページ）でございます。こちらも前回、委員より、手話通訳者等の支援する人の確保が重要との意見も頂戴いたしましたことから、障がい者とその他の者の意思疎通の支援を行う者の確保についても追記させていただきました。

また、本文の修正を踏まえ、具体的取り組みも追記しております。38ページ（点字版24ページ）、災害時における避難行動への支援としてあらゆる人が活用できるハザードマップとなるよう音声読み上げの対応等について市町村に働きかける旨を追記しております。

また、107ページ（点字版67ページ）でございます。こちらにも具体的取り組みといたしまして、府政情報について、ホームページだけではなくリーフレット等についても障がい特性に応じた情報提供に取り組む旨を追記しております。

主な動きの3点目といたしまして、国の第5次障害者基本計画を踏まえた修正でございます。25ページ（点字版17ページ）「共通場面 地域を育む」の部分でございます。

国の基本計画においては、施策を11の分野に整理し、それぞれの分野について政策の基本的な方向が示されておりまして、「差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」や、「雇用・就業、経済的自立の支援」等の項目につきましては、これまでも、府において取り組みを進めている施策であり、大阪府の計画においても、施策の方向性と具体的取り組みを既に本計画でも記載しております。

国の基本計画において、新たに記載された内容としまして、ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族支援がございました。

ヤングケアラーに関する内容については、府の計画においても記載がなく、また前回の会議においても、複数の委員から、ヤングケアラーについてご意見をいただきましたのでヤングケアラーに関する支援について追記させていただきます。

また、前回に委員より重層的支援体制の構築や、多分野にわたる関係機関の連携につきましてもご意見を頂戴いたしました。

ヤングケアラーだけでなく障がい者や家族が抱える問題は年々複合化、複雑化しておりますので様々な分野が連携して取り組んでいくことが重要ということで包括的な支援体制、重層的支援体制整備についてもあわせて追記をしております。

主な動きの4点目といたしまして、『「障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」に基づく「大阪計画」』の新規追加でございます。109ページでございます。

令和5年3月に国において基本的な計画が策定されたことを受けまして、計画の根拠法となる「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の第8条第1項の規定に基づき地方自治体が策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としまして、新た

に追記するものでございます。

こちらは新たに 1 章を追加しております。内容につきましては、本協議会の部会でございます文化芸術部会におきまして検討をしております。計画の内容につきましては前回の第 55 回の本協議会におきましてご説明いたしておりますので、詳細につきましては時間の都合上割愛させていただきます。前回の本協議会を受け、改めて文化芸術部会で審議いたしました結果、前回お示した案から一部修正を行っておりますので、そちらについてご説明させていただきます。

115 ページ（点字版 5 ページ）をご覧ください。

文化芸術活動の推進にあたっては、文化芸術活動に精通した一部の関係者だけが関わるものではなく、地域において、つまり福祉サービス事業所も含め、文化芸術団体や福祉施設、行政など、様々な主体が関わるものであり、そのことを明記した方がいいのではないかという意見が出されました。それを踏まえまして、(3) 他分野他機関連携、中間支援充実の項目に、より多くの主体、（文化芸術団体や文化施設、福祉団体や福祉施設、教育機関、企業等の民間事業者、非営利団体、行政等）の文言を追記いたしました。

主な動きの 5 点目といたしまして、「難聴児の早期発見・早期療育のための基本指針」を踏まえた修正でございます。難聴児の早期発見・早期支援に向けて、関係各所管課における取り組みが一層推進するよう、修正を行うものでございます。こちらにつきましては、令和 4 年 2 月に国において策定された難聴児の早期発見・早期療育のための基本指針を踏まえた修正でございます。修正箇所として、3 ページ（点字版は 1 ページ）、7 ページ（点字版は 5 ページ）、59 ページ（点字版は 47 ページ）、60 ページ（点字版は 47 ページ）が修正箇所となっており、修正内容につきましては、前回の第 55 回の推進協でご説明させていただいておりますので、詳細につきましては割愛させていただきます。

以上の 5 項目が、第 5 次障がい者計画の策定後の主な動きに係る中間見直しの内容でございます。その他、法令等の改正や、委員のご意見を頂戴して修正したところもございましたので、引き続きご説明させていただきます。

まず、前回委員からご意見がありました、差別解消法の改正に関する修正でございます。23 ページ（点字版 13 ページ）をご覧ください。

前回、委員より令和 6 年 4 月に差別解消法が改正され、事業者においても、合理的配慮の提供の義務化がされるというところで、その動きについて記載する方が良いのではないかとのご意見をいただきましたので、ご意見も踏まえた追記をしております。

また、96 ページ（点字版 58 ページ）「生活場面」の、「人間（ひと）として尊厳を持って生きる」にも改正の内容等を追記しております。

次に医療的ケア児に関する修正でございます。83 ページ（点字版 52 ページ）でございます。医療的ケア児に関しましては、令和 3 年 9 月に医療的ケア児支援法が施行されました。大阪府におきましては、従前より支援の取り組みを進めてきており、第 5 次障がい者計画におきましても、施策の推進方向や具体的取り組みを既に記載しているところでござ

います。この間の動きとしまして、大阪府では、令和 5 年 4 月に医療、保健福祉、教育、労働など多方面にわたる相談の総合的な窓口として、大阪府医療的ケア児支援センターを設置しております。

今後は医療的ケア児支援センターを中心に、医療的ケア児及びその家族を支える仕組みの構築を進めていく旨の記載を追記しております。

また、計画全般におきまして「医療依存度の高い」という表現から、「医療的ケアを要する」という表現に変更を行っております。こちらは、令和 3 年度の自立支援協議会におきまして、医療依存度という表現について、当事者に配慮が足りないのではないか、などのご意見がございまして、部会の名称を「大阪府医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会」から「医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会」と改正しております。

これを受けまして、計画に記載のありました表現につきましても全て修正をしております。

次に新型コロナの関係でございます。99 ページ（点字版 60 ページ）でございます。こちらでも前回の会議で委員からご意見をいただいた点でございます。

こちらは新型コロナウイルス感染症が、令和 5 年 5 月に季節性インフルエンザと同じ 5 類に引き下げられたことを踏まえまして、新型コロナのみの対応を記載するものではなく将来的に発生する可能性のある新興感染症を踏まえた記載に修正しております。

他にも、障がい者雇用率の変更でありますとか、東京オリンピックに関する記載、依存症対策における新たな計画など、動きのあったものを時点修正しております。

続きまして 125 ページ。こちらの第 5 章第 7 期大阪府障がい福祉計画第 3 期大阪府障がい児福祉計画の数値目標及び見込み量についてでございます。

大阪府障がい者計画におきましては、障がい者全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画でございますが、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービスの提供体制の確保が計画的に図れるよう、数値目標を設定した障がい福祉計画・障がい児福祉計画を含めて一体的に策定しております。

第 7 期大阪府障がい福祉計画第 3 期大阪府障がい児福祉計画につきましては、計画期間が令和 6 年度から令和 8 年度となっておりますので、この 3 年間にかけての数値目標と見込み量についてまとめたものでございます。

126 ページ以降から成果目標を記載しております。こちらにつきましては、第 53 回、第 54 回の本協議会におきまして、成果目標に関する大阪府の基本的な考え方についてご審議いただきました。大阪府の基本的な考え方に基づき、現在、各市町村が福祉計画を策定中でありまして、お示ししている数値は、現時点の各市町村の目標値を積み上げたものでございます。

成果目標の（1）「施設入所者の地域生活への移行」でございます。こちらは国の基本指針においては、令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が令和 8 年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減することを基本として成果目標を設定しています。

ただし、大阪府の目標値としましては、府内市町村のこれまでの実績等を踏まえ、令和 4 年度末時点から、令和 8 年度末までに「地域移行者数 6%以上」、「施設入所者数削減数が 1.7%以上」とすることを基本とし、各市町村が入所施設利用者のニーズ等を把握して、設定した目標値を積み上げて設定しております。

こちらの目標値につきましては、本協議会で大阪府の基本的な考え方をご審議していただく中で様々ご意見があったものでございますが、府内市町村の数値目標を積み上げた結果、施設入所者削減数につきましては 3.2%、地域生活移行者数は 6.1%となっております。

続きまして、(2)「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」でございます。精神障がい者の精神病床から、退院後 1 年以内の地域における平均生活日数について、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 8 年度末において 325.3 日以上を目標として設定しております。

精神病床における 1 年以上長期入院患者数については、国基準とこの異なる目標設定がありますが、令和 8 年 6 月末時点での精神病床における 1 年以上の長期入院患者数を 8,193 人とし、各市町村においては、この目標値を 1 年以上の長期入院患者数で案分した数値を下限に目標設定しております。

127 ページをご覧ください。精神病床における早期退院率については、国の基本指針の趣旨を踏まえた目標設定をしております。

次に(3)「地域生活の充実」でございます。地域生活支援拠点の整備については、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 8 年度末までの間、各市町村において、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討することを目標として設定しております。

続きまして、強度行動障がい有する者に関する目標です。こちら国基本指針の趣旨を踏まえ、令和 8 年度末までに強度行動障がい者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、各市町村または圏域において、強度行動障がい者の実情を把握する調査を実施すること、また、各圏域において、砂川厚生福祉センターを中心に実施している大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取り組みを実施することとしております。

(4)「福祉施設から一般就労への移行等」でございます。こちら基本的には国の基本指針の趣旨を踏まえた目標設定としておりますが、「就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合」につきましては、国指針は 5 割以上でございますが、府の実績は既に上回っていることから、6 割以上とすることを目標設定としております。

128 ページをご覧ください。就労定着支援の利用者数と就労定着率につきましては、国の基本指針の趣旨を踏まえた目標設定としております。就労継続支援 B 型事業所の工賃の平均額については、大阪府が独自で設定する成果目標でございますが、令和 3 年度の各事

業所の目標額と達成状況をもとに、大阪府自立支援協議会の就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定しております。

(5)「相談支援体制の充実・機能強化等」でございます。国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 8 年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保することとして目標を設定しております。また、令和 8 年度末までに、全ての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みがなされ、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保することとしております。

129 ページをご覧ください。(6)障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築でございます。こちらも国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 8 年度末までに、障がい者自立支援審査支払システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行うこと、指定・指導業務に関する調整会議を活用し、審査事務を担っている市町村と、不正請求等の発見、防止策について検討すること、指導監査を適正に実施し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議することの三つを目標としております。

次に第 3 期大阪府障がい児福祉計画の成果目標でございます。

(1)「重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」でございます。

こちらは令和 8 年度末までに各市町村または圏域において、少なくとも 1 ヶ所以上の児童発達支援センターを設置すること、また全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加、インクルージョンを推進する体制の構築に努めることを目標としております。

130 ページをご覧ください。

(2)難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築でございます。国の基本指針の趣旨を踏まえまして、府としては、福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点としまして、保健医療・福祉・教育等の関係機関の連携により聞こえない、聞こえにくい子供の相談支援など、難聴児に係る切れ目ない支援を推進することを目標としております。

(3)でございますけれども、国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 ヶ所以上設置することを目標設定しております。

(4)でございますけれども、こちらも令和 8 年度末までに医療的ケア児支援センターの設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置、また各市町村において、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本として目標を設定しております。

131 ページをご覧ください。

(5)でございますけれども、こちらも国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府においては、

こども家庭センターが移行調整の責任主体となり、当該児童が15歳に達したとき、遅滞なく市町村障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行調整を協議する協議の場を設け、円滑な移行調整を進めることを目標設定としております。

成果目標の説明については以上でございます。

続きまして136ページでございます。こちらから障がい福祉サービスの見込み量についてでございますが、こちらは成果目標を達成するための活動手法として位置づけているものでございます。各市町村においてそれぞれ訪問系、日中活動系、居住系、相談支援等といった障がい福祉サービスごとに、令和6年度からの3ヶ年の見込み量を設定しております。各市町村は見込み量に応じたサービスの提供体制を確保することとされております。

続きまして、172ページ、各年度の指定障がい者支援施設及び指定障がい児入所施設等の必要入所定員総数でございます。必要入所定員総数につきましては、国の基本的な指針におきまして、各市町村の活動指標サービス見込み量を参考に設定することが適当とされていることから、指定障がい者支援施設の必要入所定員総数を、4600人としております。

また、障がい児入所施設等の必要入所定員総数につきましても、障がい児入所支援の見込み量を参考に、福祉型590人、医療型230人と設定しております。

以上が、第7期大阪府障がい福祉計画・第3期大阪府障がい児福祉計画に係る成果目標及び活動指標にあたる、福祉サービスの見込み量についての内容でございます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小野会長

ご説明ありがとうございました。だいぶ長い説明になりました。資料もかなり多いところがありますけれども、まずは皆さん気になるところのご意見をいただきたいと思いますが、これだけの内容ですので、より多くの方にご意見をいただきたいと思っています。

時間的には1人3分ぐらいで、ご発言いただくとありがたいというふうに思っています。どの点からでも結構です。先ほどまず大きな5点というのが示されましたし、その他の前回の様々な意見に対する対応についても示されましたし、数値目標等についても示されております。

どの点からでも結構ですので、気になるところがあればご発言いただければと思います。挙手をいただければお示しますのでよろしく申し上げます。それではよろしく申し上げます。

#### ○委員

私は3点について話をしたいと思います。1点目は地域移行のところ、2点目は発達障がい児の支援について、3点目が人材の確保についてです。

地域移行の問題については、入所施設から地域移行、特にグループホームへの移行という

ことを考えた時に、入所施設の課題を、重い障がいのある、特に強度行動障がいの人たちを多く支援していて、その人たちの地域移行をどうするのかというのが一つです。グループホームに移行した場合に、グループホームの従来型の賃貸でグループホームで活用するとかは難しいので、新規整備をしなくてはいけないということがありまして、それはかなりお金がかかってくるわけですね。その辺の課題をどのように解決するのかというのが一つです。

それともう一つは、行動障がいの人たち、グループホームという環境が支援にとっては向いてるといっても厚労省の検討会の中でも示されてるんですけども、もう一つ進んで一人暮らしをしたいと望む人たちの思い、行動障がいの人たちも含めて、一人暮らしをどうするのかという、その辺についての見通しについてお聞きしたいというのがあります。

2点目は発達支援拠点についてです。発達障がい児の拠点が設けられていて、福祉圏域の中ですね、機能としては機関支援という役割を持ってるんですけども、どうも市町へのこの機能の落とし込みがなかなかできていない。そういう活用というか、市町の発達障がい児の支援の体制の中に、なかなか落とし込まれてないということについて、どのように推進していくのか、活用を深めていくのかというようなことです。

それから人材の確保について、12月に私どもの協会で障がい者支援施設の部会で、管理者、施設長さんが集まりました。悲惨です。誰も来ない。特に大学を卒業した人が、もう1人も来ない。疲弊しています。そのカバーに管理職が夜勤をしたり、欠員が出たところにまわったりってような状況がありまして、その中で、障がい者施設の中で、外国人の人の雇用というのがかなり進んでは来てるという状況がありますけども、本当に悲惨な状況があります。もう支えきれない状況です。何らかの対策を立てる必要があるということを思っておりますけれども、その辺についても、難しい課題ですけどもお聞きしたいところがございます。

#### ○小野会長

ありがとうございました。3点簡潔にご説明いただきました。地域移行についてという点と、障がい児の支援についてという問題、そして人材の確保ということです。まずはちょっと皆さんの方からご意見をいただこうと思いますので、その他の点でも結構ですから、ご意見がある方は挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。何人かから手が挙がりました。近いところからお願いいたします。

#### ○委員

入所施設からの地域移行についてお話をさせていただきます。地域移行に向けた障がい者の理解促進という点です。当事業団は長年、皆さんご存知のように旧府立金剛コロニーを運営してまいりました。当事業団は、大阪府の府立施設の再編計画もありましたが、国の制度ができる前から、知的障がい者の方の地域移行を進めてまいりました。そして民営化する

2017年までの間に、約400名以上の利用者の方の地域移行を進めてまいりました。私達の経験上ですね、地域移行を進めるのに一番難しいのは、ご家族や保護者の方の理解だと思えます。

保護者の方は、長年いろんな苦労されたこともあって、せっかく入れた入所施設を出るということについて、すごい拒否といたしますか、抵抗がありました。本当の意味で、利用者の方の味方にならなければいけない存在であるのに、地域移行するということはまた苦労するのではないかという心理が働くのです。これから地域移行を進めるのは、まずは保護者の方や家族の理解を得ることが一番難しいことなんかではないかと思っております。我々は当時、保護者の理解を得られるまで何度も何度も話し合いをさせていただきました。

もう一つ難しいと感じているのは、受け皿となる地域の理解であります。グループホーム建設のため、地域住民に説明会を開いても、理解が得られずに断念したケースもございました。委員もおっしゃいましたけども、現在、事業団にも多くの利用者の方が入所施設で生活されておられます。旧府立金剛コロニーから地域移行ができなかった方は、行動障がいのある最重度の方とか、ご高齢の方がいらっしゃるということです。私もいろんな民間の法人の方、回らしていただきましたけれども、民間の社会福祉法人の中には私が見る限り地域移行できる方が大勢いらっしゃるのではないかというふうに思います。ただ、管理者の方と話をすると、どのように地域移行を進めていいのかそのノウハウがないというようなことをよくおっしゃいます。ですので、その点を我々も含めて関係機関が協力しないと本当の地域移行が進んでいかないのではないかなと思います。

#### ○小野会長

ありがとうございました。特に後半の方は少しアイデアのようなものも出していただきましてありがとうございます。では、私が先ほど確認した順番でお願いいたします。

#### ○委員

まず25ページにヤングケアラーを含む家族介護者という記載をしてくださったこと、その下に、重層的支援体制整備事業のことを入れてくださったこと、非常に感謝しております。前回も言いましたが、知的障がい者の家族としましては、知的障がいとか障がい福祉だけが進んでも、先ほど委員の方からありましたが、それだけ進んでも、きちんと暮らしていける、安心して暮らしていけるわけではないので、連携であるとか共同であるところから進むということを最も望んでおりますので、この文言に行っていただいたことはありがたいですし、大切なことは今入ったのであれば、これからどのようにしていくのかということも、今回の計画の中に具体的に入れ込むことができなくても、次回必ずしっかりと具体的な政策も入れてくださるようお願いいたします。

あと、相談支援のことと児童発達支援センターのことで意見を言います。ページ数でいくと46ページになりますが、ケアマネ部会さんの方が頑張ってくださいだったので、とても具体



的な内容を入れていただけたことも感謝しています。ただ、私達たちは大阪府下の区域全域の知的障がいの親の団体でございますので、いつも集まって自分たちのことを話し合っているときに悩ましいのは、市町村の格差です。いくら大阪府さんがこのようにとおっしゃっても、実施される市町村さんで頑張ってもらえないわけではないんですよ、どの市町村さんも本当に疲れ満タンで働いていらっしゃるにも関わらず、大阪府や国が言っているようなことを私達に届ける市町村がやはり差が出てしまうところ、大阪府下全域の親が集まって話し合うといつも課題になることです。そういったところを地域に合わせて自立支援協議会であるとか、あるいは地域生活支援拠点等であるとか、基幹相談、委託相談ってところが力を発揮してくださるとありがたいんですが、ここに市町村の格差がある。また、大きなあるいはマンパワーがある市町村だけがどんどん進んでいって、マンパワーなどがちょっと乏しい市町村は置いてかれるのではないか。大阪府域全域を活動の場としている私としてはそれを非常に心配しておりますので、そのところを具体的な施策にどのように反映されているのかと見たところ、ちょっとここがよくわからないんですが、取組みは書いてあるんですが、目標が書かれていない部分があるので、今回の計画は目標を書かないまま完成とされるのか、今から入れられるのか、ここをお聞きしたいなと思っております。例えば、51 ページに、「(2) 地域における障がい者等への支援体制について」に、市町村の相談支援体制の充実は書いてくださっているんですが、目標が入っていないので、非常にそこを不安に思っております。

ラストは簡単に、同じことが児童発達支援センターでも起こりうるなと思っております。私達知的障がいの家族は、子どもがほとんどの場合、先天性、生まれ持った障がいですので、最初に気づくのは幼児期です。最初に出会うのは、児童発達支援センターのような幼児の支援者です。ところがここも、国は来年度から大きくいろんな役割を担わせようとしているというのがわかっているにもかかわらず、児童発達支援センターの市町村格差があったままでは決してうまくいくとは思えません。この点について、大阪府はどのように、大阪府全域が向上するのかということをお考えになっているのかお聞きしたいです。以上です。

#### ○小野会長

はい、ありがとうございました。今までの経緯も少し話していただきましたので、書かれているところはあるんですけど、特にその目標の辺りあるいは市町村格差という問題そのあたりについてのご意見いただきました。まずはご意見を伺います。それではお願いします。

#### ○委員

3点あるんですが、まずは82ページのところの個別分野の政策の方向性のところで、医療の部分、障がいのある方が必要な医療を受けられるってところで、医療費ってやっぱりお金がセットになっていて、そこが難病の場合は、指定難病じゃない難病って山ほどありますので、やっぱりその辺が深刻なんです、82ページのところに、30年度、だいぶ前

になるんですけど医療福祉助成制度の検証をして制度を運用に努めていきますとあるんですが、これ本当に難病患者の場合はもう改悪そのものになっていて、重症までいかない難病の患者や最重度の方っていうか、もう障がい者医療費の助成制度でカバーできているという程度の障がいの方、障害年金 1 級とか、同程度の方、他制度でカバーできている方、以外はみんな助成制度を打ち切られるという事例になっていて、難病連としてもいろいろ活動しているところなんですけど、ここもしもうちょっと文言を進めてもらえるなら、検証してどうするのというのがあって、計画自体に入っていることはすごく嬉しいんですが、ここに例えば花丸をつけるとか、ここだけカラーにするとか、何とかして本当に府に頑張ってもらいたいなと思っています。

もう一つは、ここの間暮らして気づいたことなんですけど、賃貸住宅の条例の話、53 ページなんですけど、大阪安心・安全住宅登録制度のことが、住宅セーフティネットが法整備されてどうなったのかってというのがちょっと見えないので、やっぱり障がいのある人、地域移行の話とも絡んでくるんですけど、障がい者の方に対する入居差別って今でもすごいんですよね。私の友達が貸す方になって、障がいのある方でもどなたでもっていうふうに、何かウェルカムですよみたいなことを書いてほしいって不動産屋さんに言ったら、不動産屋さんはそういうのは差別だって頭でわかっているわけで、そういうことは書けません、みたいなことを言われて、でも実際に進まないじゃないですかみたいなね、押し問答になったらしくて。

だからこの、ここのね、文言がちょっとあまりにもシンプルになりすぎて、進んでるのが後退してるのか、ちょっと私にはわかりづらくってちょっと説明いただけたら。まだまだ入居差別って厳然としてあって、それを解決しないと地域移行も難しいので、やっぱりそういうのって保護者の人も安心してもらえる地域をつくることに直結していくんじゃないかなと思って、もうちょっと何か突っ込んでもいいんじゃないか、何か国が法律作ったからOKで終わらない方がいいんじゃないかと思ったのと、差別解消法の主体が民間事業者にも広がったことで、23 ページのところの心のバリアフリー化というところがあるんですけど、事業者にとってもお金の問題深刻だなと思います。この間近所の喫茶店に行ったらグループホームのお友達になって人が介助者と一緒に来て、その方が使ったあとトイレが詰まっちゃったんですよ。それでヘルパーさんが一生懸命自分自力で直そうとされたというようなことがあって、修理代を誰が持つのかみたいなので、今まで誰でもおいでって言った喫茶店の経営者の人の顔がもう明らかに曇ってて、誰でもトイレ詰まらすことはあるのに、やっぱりお金がかかったりとかって、その障がい者差別っていうところの 1 個の表れやから、やっぱりそこをお金の問題を担保していけるように支援していけるような施策を企画していかないと、検索して探したらまだ民間事業者が何かバリアフリー化を進めるのに助成金とか出してる市町村ってまだまだ少ないんですね。ホームページにだいぶ前の内閣府の調査だったんですけど、大阪府でも 1 個だけだったんです。今は多分増えていることを祈ってるけど、内閣府の調査の中で公開されているのは茨木市だけだったんですよ。やっぱりそ

の心のバリアフリー化を図るんじゃなくて、他のところの文言みたいに心のバリアフリー化を支援していきますとか、もうちょっとこの提言が予算を確保することに繋がっていくような文言に是非してほしいなって、これ心の問題じゃないぞと思います。以上です。

#### ○小野会長

ありがとうございました。なるほど。3点ご説明いただきました。難病の時にお金の話と住宅関係、そして差別解消法に関わって特に民間事業者に広がったことに対してその特にお金に関する支援何とかならないかというご意見でした。

今の時点で他にご意見ある方いらっしゃいますか。それではちょっと4人の方あげましたのでそこまで聞いて、一度区切らせていただきたいと思います。

#### ○委員

精神障がい者の立場からということで、発言をさせていただきたいと思います。

ここ三、四年間、コロナの関係で精神科病院が閉鎖をより厳しくなっていて、病棟から一歩も外へ出ることのできない暮らしが三、四年続きました。その結果ですね中の関係が濃密になったというふうなことがあるのかと思うんですけども。ちょっと外に洋服を買いに行きたいというふうな思いを持っている方が、その声を出すと、その店に行くまでにこけて足を骨折してしまうんじゃないかみたいなことで、結局行かしてもらえない。買い物等にも自由に行けないという暮らしがそういう厳しさが広がっているようです。そこら辺の事柄がこの中にどこにも出てこないの、私としてはもう少し精神科病院への地域移行の難しさっていうのは、中に入院してる方が具体的に地域での暮らしをイメージすることができないという抽象的なことではなくて、入院している精神科病棟の閉鎖性というところが、コロナで輪をかけて100%閉鎖になってしまったことの厳しさをどう解消していくのか、これから街の人、私達が仲間のところに、一緒に散歩に行きましょうかとか一緒に買い物に同行しましょうかとかいうふうな意向をきちんと聞きながらサポートできるようなそういう問題点の解決方法の見えるような文言というのがどこにも触れられていないなということが気になりました。それが一点です。

それと2点目、それとも関連するんですけども、精神科病院からの現状というところが、令和元年度の数値になっているんですね。国からのデータがそうになっているからということで、そうになっているんですけども、私達の理解している限りでは、入院中の患者に対しては患者調査という調査が、主治医による調査が年1回行われていて、それによって、入院して、例えば、1年以上経つ方は何人か、何%かっていうふうなことがわかるというふうに、今まで説明を受けてきました。それを考えれば、どうして令和元年度のデータによるというふうな説明になっているのかなというところは疑問です。ですので、例えば具体的に言えば127ページのところに数値目標として、1年後の退院率は91%の方とするというふうに出ているんですけども、現状というところが出されていない。現状は

資料 2 の 11 ページに出てくるんですけど、なんでこのところだけ令和元年度のデータになっているのかしらというふうに疑問を感じました。以上です。

#### ○小野会長

ありがとうございました。精神科病棟の地域移行に関わらせての書き込みあたりが入っていないという辺りが気になったという点とデータが令和元年度で古いという点が気になったと。それは後でもし確認ができれば応答してもらいたいと思います。

それでは、他にご発言のある方はお願いいたします。

#### ○委員

私の方は 41 ページからの「地域や街で暮らす」の部分に関してですけど、自立支援協議会の提言を踏まえて大幅に補充をしていただいたことには、まず感謝をしたいというふうに思います。それと、その補充された部分文言の主要な柱は何かって言ったら一つは、入所施設を循環型に転換していくっていうことがあったと思います。

もう一つは基幹相談支援センターなどのようなところを核としながら相談支援を拡充していくという、この大きな二つの柱があったのかなというふうに読ませていただきました。私はこの二つとも非常に重要な視点だというふうに思っています。

ただですね、施設を、例えば循環型に転換していくって言ったときには、より長期の戦略的な構造の転換っていうことが、どうしてもその背景として必要となってくるというふうに思っています。ですので、短期のPDCAサイクルのようなもので、なかなか検証しづらい。まさにこの長期計画にふさわしい内容として、どういうふうに転換を遂げていくのかっていうことを、中間見直し段階ではなかなか難しいかもしれませんが、その次の 6 年 1 期の計画の準備に当たっては、やっぱりしっかりその計画を練り上げる必要があるのかなというふうに思いました。

それと併せて、自立支援協議会の提言には生活支援機能っていうことが非常に重視されてるんですね。「はじめに」のところでも喫緊に具備すべき機能なんだということで、現に施設に入所されている方の権利をしっかりと守っていく上での機能を拡充していく、このことが触れられているんですけども、この点についてやっぱり喫緊の課題っていうふうに自立支援協議会が述べられているということもありますので、この後半期のその計画にどのように書き込むかっていうことも課題としてあるのかなというふうに思っております。

それと、2023 年度は施設入所待機者の調査を大阪府としても行ったとお聞きをしております。この調査自体は、基礎自治体に大きな負担もかかるような、そういう細かな調査になったというようなこともお聞きしたんですけども、これは本当に大事な調査だと思ってます。先ほど申し上げましたような戦略的な転換を図っていく上での課題を探る上でも単年度の調査とするのではなくって、やっぱり経年変化をしっかりと把握できるように、そこにどういう課題があるのかっていうことが照らし出されるような調査としてぜひ継続を

していただきたいと思います。これは基幹相談支援センターのような市町村が核となって障がい者の暮らしを地域で支えていく課題を探っていく上でもすごく大事な課題になっていますので、基幹相談もそうですけども、そこを受けている事業者任せにするのではなくて、市町村が主体的に政策的にそのことに対していく上でも、しっかりしたそういう基礎データを市町村自らが課題として把握していくことの継続をぜひお願いしたいと思います。

最後に能登半島の地震なんですけれども、大阪では近場に入所できる施設がなくて、私の知り合いもお二方、石川の入所施設に入られてる方がいらっしゃって、その方のその後をお聞きしたんですけども、1人は正月ということで大阪の方に帰省されていて、それで被災は免れたってということなんですけれども、要するに施設にも帰れなくなったってということで、帰省しているその現状をまた次のサービスにどう繋げていくのかっていうことが課題になっています。

もうお一方は、ご両親とも高齢者施設に入っているのですが、逆に帰省できなかった方なんですけれども、この方は今、避難所に避難されているということになってるんですけども、いずれにしても大阪の社会資源が不足していることで、そういう遠方の施設に入っておられる方、グループホームに入っておられる方もたくさんいらっしゃるって状況を踏まえて、そういう人たちの暮らしをどう取り戻していくのか、今回被災された方も私の知ってるお二方以外にもたくさんいらっしゃると思うんですけども、そういう方の存在も含めてどうやってこの地域で生きていくってことを考えていくのかっていうことが大きな課題かなと思いました。以上です。

#### ○小野会長

はい。ありがとうございました。何点かご指摘をいただきました。施設を循環型にするということについて、方向性は非常に評価があるという上で、次の計画のところでもより長期的にそれをしっかり考えていくということですね。

それから現在既に施設に入所されている方への支援というものが非常に今の大きな課題ではないかという点、それから施設入所の待機者の調査というものを経年的に行う必要があるだろうという点。そして今のまさに能登の大震災での支援をどうするかという点をいただきました。ありがとうございました。

それではこの後、委員お二人からご発言をいただきますお願いいたします。

#### ○委員

3点についてお話しします。一つは意思疎通支援、この間の会議で出させていただきました内容が載っています。人材の確保のための養成が大切になるということが載っています。前の会議と同じような繰り返しになりますけれども、今、通訳者が高齢化しています。若い人たちが手話を身に着けるようなところがあるんですけども、その大きな問題は仕事、手

話通訳を仕事として入るところが無いということがあります。一方で、障害者差別解消法の法的義務があるんですけども、それが進んでいるのに民間会社の方では、ろうあ者は採用するということがなかなか数字が上がっていない、そのあたりどうなっているのか調べているのかということをおまで大阪聴力障害者協会に対して手話通訳者の養成講座とかの委託を受けて、養成をしてきましたけれども、学んだ人たちが少しずつ増えている。数の上では増えていますけれども、その人たちが民間の会社に入るとか、行政に入っていくとかという動きがどうなっているのかということです。それが全然見えないというか、昔は簡単ではなかったけれども今は調べる方法があると思うので、後期の計画のときには、養成講座を卒業した人たちの数プラス民間で働くといった人たちの数というのをきっちり調査して入れていただきたいと思います。それが一つです。

もう一つは、デフリンピックの話です。今、お話があったのを見ると、東京のオリンピック・パラリンピックの文章がありまして、過去に3年間、東京で開かれてきました。それをきっかけに機運が上がってきましたが、それを支援するためにやるというふうに書いてありますけれども、今回終わったのでそれはなくなっていますよね。そこにデフリンピックの言葉が載っていない。なのに万博は載っている。大阪ですからそういうのもあるとはわかるんですけども、世界のイベントとしてろうあ者のスポーツの祭典が東京で開かれるわけですので、デフリンピックを開くという言葉載せて欲しいです。デフリンピックという言葉知らない人たちもたくさんいます。オリンピック・パラリンピックは知っていても、でもデフリンピックになると何それというような人がたくさんいます。ですので、名前を広げるという意味でもプラス手話を必要とする人たちがいるんだということ、それを広げてほしいということです。

三つ目に、デフリンピックの目標には、実際スポーツの競技がありますけれども、東京都と話して決まった目標は、デフリンピックが始まって共生社会を作っていくという大きな目標になっていますので、これを考えると大阪府でやれることは、デフリンピックがあるのでおそらく手話通訳者も募集をして出していかなくてはいけないと思います。まして、世界からコーチとか応援者とかがたくさん来られるので、その人たちは国際手話なんです。日本の中でせっかくデフリンピックが東京で開かれるんですから手話を広げる。合わせて、デフリンピックを応援するという意味も含めて、国際手話を勉強するというような機会をぜひ作っていただきたい。大阪府内にも手話ができる人が増えます、それが後々、その人たちが会社に入る、手話通訳を設置するというような例も増えてくるのではないかとこのことに関わってくるのではないかと考えています。ですから、デフリンピックが開催されることを通じて、大阪府ができる目標が何かということを入れてほしいなと思っています。

あとは、質問が一つあるんですが、先ほどお話がありましたオリンピック・パラリンピックの目標が書いてあったんですけども、あのとき大阪府がやったことの内容はどのようなんでしょうか、役割は何だったんでしょうか。それを参考にお聞きしたいと思います。以上です。

○小野会長

はい、3点ということですね。まずは人材の確保について非常に重要だという点、そのあたりがどうなってるかという点。それからもう一点は、デフリンピックについてですね。言及がなくなってるんじゃないかということで、それをぜひ載せていただきたいという要望ということになります。3点目がオリンピック・パラリンピックのときに大阪府が行ったことということですか。ちょっとそこをもう少し何を質問されたいかをちょっと確認したいんですけども。

○委員

東京オリンピック・パラリンピックが開かれることについて、それをきっかけに後押しと申しますか、大阪府として動いたというような文章が今まであったけどなくなりましたよね。そのあたりのことに対して、どういうふうなことをしたのかってあれば教えてほしいんですけども。

○小野会長

わかりました。どういうことっていうのは、それは例えばろうあ者の人たちに対して何かをしたかというそういう意味合いですか。

○委員

そうですね。オリンピック・パラリンピックの大阪府として動いた、成功したものがあれば、デフリンピックにもそれを繋げて生かして欲しいなと思いますので、そういう意味で質問させていただきました。

○小野会長

はい、わかりました。ありがとうございます。  
それでは、ご発言よろしく申し上げます。

○委員

先ほど包括支援体制作りについてのお話ございました。それに関連しまして、お話させていただきたいと思います。

25 ページに包括的支援体制の整備の問題と、重層的支援体制整備事業については、記述がございます。今、地域共生社会の実現が言われてますけども、やはりそれを具体化するのに重要な鍵を握ってるのが、この包括的支援体制これをどう作られるかということにかかっているというふうに私自身思ってます。そういったことで大阪府の方でも、実は公民協働型の包括的支援体制を作るべきだとの大阪モデルという形で具体化すべきだという提言を出されてるんですね。非常に内容的には、私自身素晴らしいなと思っておりますので、せっかく出されてる提言ですので、そういうことを記述すべきではないのかなというのが一つで

す。

それから重層的支援体制整備事業ですけども、聞くところによりますと、本格実施する、移行準備している市町村が来年度には 26 市町村ぐらいになるのではないかと聞いてます。かなり多くの市町村が関心を持ってこういう事業に取り組んでいただいているという方向にはなっておりますけども、やはり全市町村でこれに取り組んでもらわないと地域共生社会を実現できません。大阪府の方も積極的に進めたいというような方向性をお持ちですので、全市町村取り組むんだという強い想いみたいなことをきちんとこの中で示していただく方がいいのかなというふうに思ってます。これをどのように書くか、たぶん地域福祉計画、そちらの方でも当然、記載されると思いますので、基本的にはそっちの方で具体的に詳しくは触れるべき課題かもわかりませんが、地域福祉計画とも連携しながら、その記載については調整していただけたらいいのかなというふうに思っています。以上です。

#### ○小野会長

はい、ありがとうございました。包括的支援体制及びそのこと関わらせながら重層的支援体制整備事業。非常に重要な形なんですけど、まだまだ模索のところが多様な気がします。これがどうなるかということがポイントなんだということが、今の委員からのご指摘だったと思います。まずは今のところかなり今の部分でも多くの皆さんにご発言いただきました。

それではご発言よろしく申し上げます。

#### ○委員

配付資料 1 の 83 ページのところの医療的ケア児の支援センターのことでお尋ねしたいんですけども、医療的ケア児の支援に対する法律ができて、いろんな地域を含めた相談事業という形の中で、医療的ケア児支援センターを各都道府県に設置するということが決まって、去年の4月にこのセンターが大阪母子医療センターに設置されてるんですけども、その内情を聞きますとすごく相談件数が多いらしいんですね。4 月に開設されてから、その数が増えていって、直近では月に 300 件近く、だから日でいくと 10 件近くの相談ケースが入ってるということをお聞きしています。

大阪府さんのお話では、最終的には 3 ヶ所支援センターを設置するとお聞きしているんですけども、この 130 ページのところにあります 4 番の医療的ケア児支援センターの設置の数値目標というところが 1 って書いてあるんですけど、これ 1 って既に大阪母子医療センターに設置されてると思うんですけども、これは先ほどのご説明では令和 8 年度までの障がい児福祉計画の中の数値見込み量というふうに理解しておりますので、ここの数値目標は少なくとも 3 は入っているんじゃないかと思うんですが、その記載がなぜないのかということと、それともしこのセンター設置自体が難しいのであれば、かなり直近の医療的ケアをもつご家族、ならびに支援するいろんな事業所さんのお困りごとがすごく多い



わけですから、できれば各圏域に、ブランチってわけじゃないですけども、医療的ケアのことをよく知っておられる相談支援員さんであったりだとか、医療的ケア児コーディネーターの方を配置して、地域の圏域での支える支援体制は必ず違うはずですので、そういう部分を早期に作っていただくことをお願いしたいなと思います。以上です。

#### ○小野会長

はい、現状と希望という形でお話をいただきまして、ありがとうございました。

他にさっき私、見落としてた方はいらっしゃるいませんか。よろしいですかね。まずは今のところまででご発言をいただいた、かなりいろんな論点が出てきましたので事務局の方からいただきたいと思っておりますけれども、おそらくできる範囲という形になると思っております。この後パブリックコメントをかけていく前までの案をどうするかという点と、より長期的な話もありましたのでそのあたりは少し分けて応答していただければいいかなと思っておりますので、では事務局の方からよろしくお願いたします。

どの点だというのを言いながら言ってもらえればありがたいです。

#### ○事務局

障がい福祉企画課です、まず私の方で答えられるものについて、お答えさせていただきます。

最初に人材確保の関係でございます。人材確保に関しましては、大阪府では大阪府介護福祉人材確保戦略2023を取りまとめておまして、参入促進、労働環境、処遇の改善、資質の向上という三つのアプローチによってオール大阪で取り組みを進めております。すぐに結果というところはなかなか難しいんですけれども、障がいの分野だけではなく、介護福祉、全体の人材を確保していくというところを現在取り組んでおりますので、まずそのことをお伝えしようと思っております。

次のご質問ですけれども、おっしゃるように、地域移行を進めていくためには、家族、保護者の理解というところは一番難しい点というところは、私どもも、市町村さんのヒアリング等を通じて感じているところがございます。計画にも少し書いてますけれども、家族だけではなく、施設で働いている方、地域で働いている方また市町村の職員の方にもその地域で暮らすイメージを持っていただくということがこれから重要になってくるのかと思っております。実際に地域移行でうまくいった事例もございますので、好事例などについて市町村をはじめいろんな方々に知っていただき、イメージしていただいて地域移行の理解を進めていきたいと考えております。

次に、ヤングケアラーの関係でございます。前回のご指摘を踏まえまして今回記載させていただきましたけれども、これから具体的にどうしていくのかというところがございますけれども、ヤングケアラーの関係は国の方でも法制化されるということが報道等でも出ておりますので、それを踏まえまして、実際に我々どう取り組んでいくのかというところはこ

れから検討していくことになると思っております。

次に、入所施設をどう循環させていくのか、またその生活支援機能をどうしていくのかというところにつきまして、まさにこの提言を踏まえまして、具体的に、我々としてどうできるのか、できるところから進めていくというところで、具体的な取り組みについてこれから検討していくことになると思っております。また、次の計画策定時には、もう少し具体的な内容というのを記載できればいいと思っております。その辺についてはこれから検討していくことになろうかと思っております。

次に、デフリンピックの記載がなくなったというところなんですけれども、91 ページに追記をさせていただいております。令和 7 年には東京でデフリンピック開催される予定というところは追記させていただいております。

続きまして、重層的な包括的支援体制というご意見ですけれども、私どもの方でその大阪型の包括支援体制を作るべきという提言を把握しておりませんでしたので、この辺りは確認させていただこうと思っております。今記載させていただいてますが、地域福祉計画と高齢者計画が今年度、障がい者計画と同時に見直しをしております、その辺の記述と合わせる格好で記載させていただいてるんですけれども、今のご意見も踏まえまして、地域福祉計画と高齢者計画と調整しながら確認させていただこうと思っております。

私からは以上です。

#### ○事務局

地域生活支援課です。委員の方から、発達障害児支援の専門的ノウハウを有する発達支援拠点の活用が市町村によってまだ十分でないところもあって課題であるんじゃないかというご指摘をいただきました。自立支援協議会の発達支援策に関する部会でも同様の課題認識がございまして、今年度議論を進めているところでございます。私の方も全ての拠点にお伺いしまして、実情をお聞きしたり、意見交換をさせていただいたところです。まずは、やはり市の担当の方にも十分ご理解していただくことが必要ではないかということで、拠点は圏域ごとに 1 ヶ所ずつ設置しておりますので、圏域ごとの市町村の会議等で、拠点と市町村の担当者などがお互いに相互理解または意見交換、活用事例の紹介などを行う場をまず設置していきたいと考えております。さらに、機関支援を受けたところのアンケート調査もやる予定にしております、そういった状況も市町村さんに提供させていただきまして、活用を図ってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

#### ○事務局

同じく地域生活支援課です。委員からご質問いただいております、児童発達支援センターの市町村の状況についてお答えさせていただきます。

ご指摘いただいておりますとおり、目標としましては、府内全市町村に一つずつの児童発達支援センターの設置というのを定めているんですけれども、やはりご指摘いただい

すように、市町村の規模によりまして、全市町村に一つずつというのはなかなか厳しい現状がございます。近隣の市町村いくつかで、共同で一つの児童発達支援センターを利用されるという枠組みを設けられているところもございまして、何とか住民の皆さんとしては、児童発達支援センターを活用できる状況にはあるという状況にはもっていきつつあるんですけども、まだそれも整備されていないようなところにつきましては、まずはそれぞれの市町村で何が課題になっているのかということを私どもの方で把握させていただくところから始めなければいけないと今考えているところでして、市町村の皆さんとのブロック会議等の場も活用しながら、情報交換させていただいて、府としてどのような支援ができるのかということを検討したいと思っております。

また、うまく進んでおられる地域において、先行事例と好事例を横展開していただけるように、情報の共有も図っていきたいと考えておるところです。

国の調査研究事業といたしまして、児童発達支援センターの中核的機能のスタートアップマニュアルの作成が進められているところですので、そちらの状況も把握しながら、適宜市町村に情報提供をしていきたいと考えています。

#### ○事務局

生活基盤推進課です。まず、新規のグループホームの補助金等についてご回答させていただきます。グループホームの大規模な新規の開設をする場合の補助金というのは、大規模な改修のための補助金として国の補助金がございますので、こちらについては財源確保できるように国に要望しているところでございます。

しかしながら、地域移行を進めていくために、住まいの場となるグループホームというのは確保は大変重要であるということから、令和5年度から重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金というものを独自に創設いたしました。こちらにつきましては、多くの申請が、30数件ほど出てまいりまして、予算の方が上限もございましたので、9件ほどしか交付決定はできませんでしたが、それだけグループホームの開設、小規模な改修工事の費用ということで、ニーズが大変高かったところでございますので、こちらについては引き続きグループホームの確保ということで、予算の方も確保しながら、次年度に引き続いて実施をしていこうというふうに考えております。

また、一人暮らしの方への支援というところでございますが、もちろんグループホームだけではなく、一人暮らしであっても地域で安心して生活をしていけるように、こちらについては相談支援の体制であったり、いろんな障がい福祉サービスの確保であったりが重要となってまいりますので、市町村における体制の整備ということについては、大阪府からも市町村に働きかけながら、市町村がそういった体制を取れるような形で取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

次に、委員からご質問のありましたデータの件でございますけれども、これが令和元年度のデータということで、こちらにつきましては、生活日数と退院率につきましては、国デー

タの方しかございませんので、こちらは令和元年のデータを使わせていただいております。ただし委員からお話がありました、大阪府の精神科病院の精神科在院患者調査というところにつきましては、最新のデータは令和4年になりますけど、令和5年も調査中ですので、こういった公表できるデータにつきましては、公表していきたいというふうに考えております。

また、このコロナの関係で、病院の方が閉鎖されてるっていうような状況もございましたけどこういった文言について触れられないと触れられていないということですので、こちらについては少し検討させていただきたいというふうに考えております。

委員から頂戴いたしました、入所施設の中でも生活支援機能の文言のところにつきましても、こちらの記載について少し検討させていただきたいと思います。私の方から以上です。

#### ○事務局

地域生活支援課です。市町村の相談支援体制を担当しております、委員からご指摘ありました、計画の資料の資料1のP51ページの目標値が入って記載されていないというところですけども、目標値としましては、全市町村に基幹相談センターの設置というところが目標かなというふうに考えております。これについて記載させていただくようにしたいと思います。

また、ご指摘いただきました市町村の格差につきましても、やはり、市町村さんのマンパワーでしたり、予算力っていうところで、あるいは考え方っていうところで、格差といいますか、方向性の違いっていうのが出てくるっていうところは、私どもも悩ましく考えているところがございます。ケアマネ部会で、昨年7月にまとめていただいた提言の中にも参考資料としまして、市町村の、例えばセルフプラン率であったりですとか、相談支援の主任相談支援専門員の数であったりですとか、そういうところをデータ化しまして、自分のところと違う市町村の状況を見ていただいたりですとか、市町村で先進的に取り組んでいただいている事例を紹介して、横展開に繋げていくような仕組みっていうものも記載をしております。また、市町村にヒアリングを行う機会には、マンパワー、予算力少ないところには、スケールメリットを、近隣の市町さんと合同にさせていただくとかですね、そういったところを提言をさせていただいたりしているところですので、引き続きそういった格差が生まれぬようなところで取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、委員からご指摘いただきました、強度行動障がいの地域での支援体制のあり方というところで、地域で一人暮らしをしていくことへの見通しというところだったんですけども、これにつきましてもいろんな市町村で個別に対応されている案件というのがございますので、そういったところを市町村の方に出していただいて、そういうノウハウ等を共有できる仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

引き続き、市町村を巻き込んで、いろんな事例を検討していくように努めてまいります。

## ○事務局

地域生活支援課です。委員からお話をいただきました医療的ケア児支援センターについてですが、昨年の4月に母子医療センターに委託させていただきました開設をしたところですが、開設以降はもう半年以上経つんですけど、相談を受けて様々な関係機関と調整する延べ調整回数は確か200件~300件ぐらいになっている月もございます。

元々大阪府は重症心身障がい児者の地域生活支える取り組みを進めている中で、地域の相談支援の核となる医療的ケア児のコーディネーターの養成も進めてきております。開設しました医療的ケア児支援センターは、医療的ケア児コーディネーターの方とともに連携しまして、地域での支援機関の連携体制の構築を進めるというような形を担っていると考えております。圏域のランチというお話もあったんですけども、ちょうど昨年の8月、9月には府内を三つの圏域に分けて、大阪府と医ケア児支援センターがともに、連携していく会議ということで、市町村の担当ですとか、市町村のコーディネーター、保健所などの方々に参加をしていただきまして、医ケア児支援センターの開設のお話とか、地域資源についてグループワークとかをさせていただいたところです。

来年度はまた、医ケア児支援センターとも相談しながらですけども、もう少し細かい単位の圏域で同様に支援機関なり関係機関の皆さんに集まっていただくような連携会議というのを進めていきまして、地域での支援体制の構築を進めていきたいというふうに考えておりまして、1ヶ所でのスタートというふうになっております。

今後につきましては、もちろんその相談件数や連携体制の状況等、いろいろ踏まえまして、常に検証はしていきたいと思っておりますので、計画上は一つと記載をさせていただいております。

また、委員の福祉医療費の助成のお話もあったと思うんですけども、全国で同じような福祉医療費助成費制度がなされてますので、本来は国において全国的な制度として作っていただきたい部分もあるんですけども、それが今はありませんので府としても平成30年度に制度を維持していく、その観点を踏まえまして、大阪府と実施を一緒にして市町村等で協議を重ねましてこのような、より医療が必要な方に対する医療費助成制度というふうに再構築をさせていただいたところになっております。ですので、持続可能性の確保の観点を持って制度の運用にこれからも努めていきますというふうに記載をさせていただいたところです。

## ○事務局

委員からご意見いただきました、住宅セーフティネット法の改定後の取り組みの進捗というところですが、大阪府では、法改正後におきましてはこの法改正の3本柱としまして、入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、登録住宅への改修費の補助や、ソフト的な支援としまして、住宅へのマッチング支援というところであります。

その登録住宅の登録件数につきましては、現在、大阪府で約3万8000戸、そのマッチ

ング支援というところにつきましては、大阪府で居住支援法人ですね、入居前支援であったりとか入居後の支援を取り組んでいる法人が現在 12 月末時点で 159 法人指定しております。

不動産事業者への理解を進めるというところで、やはり不動産事業者だけではなくて、福祉事業者の方と不動産事業者の方が連携して入居を進めていく必要があるというところで、そういった連携体制を進めるというところで、市区町村単位での居住支援協議会、その中には福祉事業者であったり、市町村であったり、あとは不動産事業者、そういった連携体制ネットワークを構築するというところで、現在 4 市、豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市で居住支援協議会設立されております。

大阪府では、市区町村単位での居住支援協議会、そういった連携体制を進めていくために、現在大阪府の方から補助金を出してそういった不動産事業者でや福祉事業者の方々、連携体制、ネットワーク構築するための活動に対して支援を行っているところです。

また、国では、厚生労働省、国土交通省、法務省で、高齢者の方や障がいをお持ちの方、外国人様々な住宅確保要配慮者の方が入居に困らないようにというところで、現在、福祉と住宅の連携体制のあり方というところで検討を進めているところです。

大阪府につきましても、今後こういった国の動向を踏まえながら、より一層の取り組みが進むよう取り組んでいきたいと思っております。

また、不動産事業者への働きかけというところで、大阪安心住まい推進協議会ございます。その協議会でですね、職員 1 名が不動産事業者 1 店舗 1 店舗を回ってですね、そういった理解が進むようにというところで働きかけているところでございます。

## ○事務局

自立支援課です。委員からご意見いただきました点について、こちらで把握しているものをお伝えさせていただきます。まずデフリンピックで、デフリンピックをまだ知らない人がいるということで啓発を広げてほしいというご意見いただいております。我々もデフリンピックに関する啓発というのは、大阪府としてもできる限りのご協力をさせていただきたいというふうに思っております、スポーツ等の関係課に既にお声掛けさせていただいたり、障がい者スポーツ協会さんの方にもこういった周知広報にご協力いただくように、今お声掛けをさせていただいてるところです。

また、広報するにおいても何か媒体があればより広がりやすいかなというふうに思いますので、チラシですとか広報媒体とか、そういうものがもし出来上がりましたら、また共有いただければ、そういったものをもって我々も発信にご協力をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あと、国際手話の方になるんですけども、現在指定管理業務の方で国際手話の講座は実施をしていただいているところなんですけど、現時点においては聴覚障がいのあるご本人の国際交流ですとか、社会参加のために当事者さんを対象にした講座っていうのがメインにな

っているのが現状ですので、今後、支援者の養成というのが必要になるというご指摘もいただいておりますので、ただ、開催地というのが東京の方にもなりますので、東京の動き、今かなり動いておられるかと思っておりますので、東京ですとか東京近隣県、あと全日本ろうあ連盟さんが近隣県とどういった連携しておられるのかということも踏まえながら、また大阪聴力障害者協会さんと相談を重ねながら進めさせていただけたらと思っております。

指定管理業務のあり方についてまたご相談をさせていただけたらと思っております。

よろしくお願いいたします。

あと、デフリンピックなんですけども、オリパラのときにレガシーとして何をやったんですかっていうことで、スポーツ、我々所管しておりますが、パラリンピアンへの派遣という形で、現在は出前事業をさせていただいております。個人ですとか団体、地域に対してパラスポーツの体験とかパラリンピアンからの指導とか講演会などを提供させていただくことで、広くパラスポーツの普及に努めているというような事業をさせていただいているところで

す。あとは委員おっしゃったように機運醸成というのが最も大きな動きにもなってくるかなと思っております、実際これは大阪府がやったということではないんですが東京オリンピック・パラリンピックの開閉会式で多くの障がいのあるダンサーですとか、パフォーマンスを披露されておまして、パラリンピアンを目指す人ですとか障がい者スポーツに関わってる人以外にも、そういったものに非常に興味を持っていただいて、何か始めていただくようなきっかけになったと私の方で認識しておりますので、そういった機運醸成というのも非常に大きな影響になるのかなと思っております。

#### ○事務局

引き続き自立支援課です。委員からの手話の修了者の就業については正直数字はございません。ただ、今後、就労数をどう使うか、政策に反映していくのかという関与とかその辺の対象とかも含めまして、またお知恵拝借しながら、どういう対応ができるかというのは、今後また調整させていただきたいなと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○小野会長

よろしいですか。一通り終わりましたでしょうか。はい、ありがとうございます。ご質問された方に十分な回答になっていない部分もあるかとは思いますが、限られた時間なので、まずはあの第1弾目の回答としてご確認いただければと思います。一通り全員の何らかのお話が出てきましたね。はい、それで皆さんにまずお断りしますが、終了予定時間は既に過ぎております。ただ項目が残っていますので、もうちょっとお付き合いいただき、できるだけ速やかにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。最初の課題のところでは

ので、ご意見をまだ持ってる方もいらっしゃると思います。今のこのことに関してご意見がある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。お二人挙手が出ましたのでここまで聞かせていただいて、ちょっとこの場で応答はできるかどうかわかりませんが、ご意見をいただくということで簡潔にお願いします。

#### ○委員

委員から入所の循環型っていう今後の機能についてのご発言がありまして、私ども協会でもそういう提言をさせてもらってるんですけども、ただ、入所者の環境として、多床部屋が未だに4人とかこれ人権上問題だと思うんですよ。

早急に多床部屋を解消する。ということになると、まずは地域移行して空いた部屋を1人部屋にしていこうというような、そういう取り組みも含めて考えないと駄目かなと。

ですから、大阪府さんでもですね、この多床部屋の解消とか人権上の問題やと思いますので、進めていただきたいという要望、意見です。

#### ○小野会長

ありがとうございました。それではお願いします。

#### ○委員

本会議出席させていただきましたまして、ずいぶんと市町村を悪者されてるなというふうに感じました。大阪府さんも含めましてですね、聞き捨てならない表現が多くてですね、市町村を代表して少しお話を申し上げる必要があるなと感じました。

まず各市町村における障がい福祉関連の予算の推移です。毎年前年比110%というような状況で、これは本市のみならず、大阪府下の市町村は、そういったやりくりをしております。本市は10年前の決算が15億6000万、昨年度は37億ほどとなっております。さらに、前年比110%とか重ねていきますと、10年後には80億程度になろうかと思われれます。こういったことを前提にですね、懸命に財源を措置しながら福祉の充実に努めているところです。

委員からのご指摘がありましたように、確かに各市によってその違いは出ておりますが、発達支援療育に関して言えば、本市は誇りを持って進めておりますし、各市も考え方としては変わらないと思います。しかし地域移行等について、府のお考えを進めていくためには、やはりモノ・ヒト・カネ、こういったものをどのように満たしていくかということをお互い自分ごととして進めていく必要があると思います。府さんの先ほど市それぞれ考えに格差があるんでそれは難しいですみたいなそんな説明をしてしまうと、各市町村、その市町村長は特に、へそ曲げるんじゃないかなというふうに思います。思いをしっかりと大切に受け止めていただいて、両者お互いに主体として、地域移行も含めて、しっかりと対処していくようなスタンスを持って、進めていってもらいたいなというふうに思いますし、各市町村の実態



についても、委員各位にはご理解をもう少し深めていただきながら一緒に前を向いていければなというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

#### ○小野会長

ご指摘ありがとうございました。今のお話の中で、互いに主体ということですね。本当にお互いにこれを作ってるということで、その確認は何度もしておきたいというふうに思います。

それでは、まずは今の議題 1 についてということでしたので、ここまでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それではもう一つの議題がございますのでよろしくをお願いいたします。議題 2 ということになります。第 5 次大阪府障がい者計画の令和 4 年度実施状況についてということになります。事務局から説明をよろしくをお願いいたします。

#### ○事務局

障がい福祉企画課です。議題 2 についてご説明いたします。時間の都合もございますので、資料 3 についてのみご説明をさせていただきます。資料 3 は第 6 期大阪府障がい福祉計画・第 2 期大阪府障がい児福祉計画の実施状況として、計画の成果目標に関する PDCA サイクル管理用シートでございます。

1 ページをご覧ください。施設入所者の地域生活への移行でございます。令和 4 年度の実績値は施設入所者数の削減数が 45 名、地域移行者数の増加が 100 名となっております。これは、令和 5 年度末までの目標値 106 名に対しまして、令和 4 年度までの累計で 132 名、地域移行者数は目標値 328 名に対して、令和 4 年度末までの累計で 302 名となっております。

2 ページでは課題等を書いております。

課題としましては入所者の重度化高齢化に対応した地域移行の受け皿となる社会資源の不足、また施設入所者が地域生活をイメージし、選択することができるような取り組みを進めることなどが必要とされております。また、令和 5 年度の取り組みとしまして、コンサルテーションにより支援手法や運営ノウハウの取得を図る事業を実施していることや重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金を実施していることなどがございます。

また、入所施設からの地域移行の市町村の取り組みを促進するために、地域生活への移行におけるご家族等へのアプローチの取り組みの事例を意見交換の場などで情報共有を図っております。

次に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築です。資料 3 から 5 ページでございます。点字版は 10 ページから 18 ページでございます。実績についてはご覧の通りでございます。課題としまして、4 ページに課題がありますけれども、精神科病院の長期入院者全体として減少傾向になっているものの、退院阻害要因が多岐にわたり、病院だけで退

院支援を行うことが困難な複合的な課題のあるケースが残っている状態ということでございます。また、地域によって経験や受け皿にばらつきがある状況が継続しており、協議の場での事例検討や課題の共有を行って、連携を一層強化していくことが重要ということが挙げられております。令和 5 年度の取り組みとしましては、府内で実施される協議の場へ、府の事業で配置している広域コーディネーターが参加し、受け皿である市町村への支援を継続、協議の場の活性化を図るなどを行っております。

次に、地域生活支援拠点等が有する機能の充実でございます。資料 6 ページから 7 ページでございます。点字版は 19 ページから 22 ページでございます。

実績はご覧のとおりでございます。課題としまして未整備の市町村のうち、令和 5 年度中に整備予定となっている市町村もございますが、具体的な目途が立っていない市町村もあり、引き続き働きかけが必要となっております。令和 5 年度の取り組みとして、未整備となっている市町村に対して課題等のヒアリングを行い、他市町村の取り組み事例の情報共有などを引き続き支援を行っております。

次に福祉施設から一般就労への移行等です。こちらの実績値につきましてはご覧のとおりでございます。次のページに課題等がございます。また、令和 5 年度の取り組みとしまして、令和 3 年度から 4 年度に府内就労系福祉サービス事業所の支援員向けに作成した、障がい者就労支援ガイドブックを活用した研修プログラムを作成し、研修を実施することで、障がい者の就労支援についての支援力の向上を図っております。

また、就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額は、令和 4 年度は過去最高の実績であったものの、全国最低基準を脱するには至っておらず、更なる工賃向上が必要となっております。

続きまして相談支援体制の充実、機能強化等でございます。資料 12 ページをご覧ください。点字版は 37 ページです。令和 5 年度の取り組みとしまして、未設置市町村に対してヒアリングを実施し、現状や課題を把握のうえ、市町へアドバイザーを派遣し、設置に向けた助言等を行っております。

また、自立支援協議会ケアマネジメント推進部会において、市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けた提言を市町村へ発出し、基幹相談支援センターの必要性や役割分担などを示し、基幹相談支援センターの早期設置促進のための支援を行っております。

次に、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築です。

資料 13 ページでございます。点字版は 38 ページから 40 ページでございます。

令和 5 年度の取り組みとしまして、集団指導を通じて、システムエラーが多発する項目等について事業者に対し注意喚起を行い、実地指導において、よく見受けられる不備事項を抽出し、注意喚起を行っております。

次に、障がい児支援の提供体制の整備でございます。資料 14 ページから 18 ページでございます。点字版は 41 ページから 59 ページでございます。

実績はご覧のとおりでございます。令和 5 年度の取り組みとしまして、児童発達支援セン

ターの設置については、市町村アンケートの分析結果をもとに、各圏域の市町村へのヒアリング等を行っております。また、医療的ケア児等コーディネーターの配置については、医療的ケア児等コーディネーターの研修を実施するとともに、研修修了者を対象に情報交換会を行うことで活動を推進し、市町村への配置に繋がるよう取り組んでいます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小野会長

はい、ありがとうございました。

こちらについては令和4年度の実施状況ということを中心に、全てはなかなか難しいので先ほどの資料3を用いてご説明をいただきました。

一応確認という意味合いが多いところですけども何かご質問ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。はい、それではお願いいたします。

○委員

施設入所者の削減の目標値が1.6%。これについては、前回、前々回の協議会で検討し、この数値でいくと、いう話でしたけれども、国の基準は、国連の障害者権利委員会の脱施設化のガイドラインも踏まえて、施設入所者の数は段階的に減らしていくということで、5%を掲げているんですね。この5%を守っていただく、大阪府でも取り入れて守っていただくと、2040年ぐらいには施設入所者の数が4,000人を切るぐらいに減っていきます。

現在の数は、少し多すぎるんじゃないかというのは、国連の指摘の通りだというふうに思っています。ソーシャルインクルージョンは政策の目標であると同時に、障がい者個人個人の権利だと権利委員会は述べており、そうして考えますと、家庭の事情、本人の事情はあるにせよ地域から離れて施設に入所せざるを得ない意思決定を迫られる状況は、やはり中長期的に大阪府とすれば改善していくべきではないかなというふうに思います。

それから、地域生活移行は確実に進んでいますけれども、待機者が1,000人ほどで、この間推移していますので、この待機者の数を減らす政策を改めて次の第6次の計画までに検証し、提言していただければありがたいなというふうに思います。循環型の施設入所から地域移行へということの提案がありましたけれども、施設に入った方が、集中的な支援が必要だったり、緊急的な生活支援が必要だとしても、半年ないしは1年ぐらいで再び地域に戻れるように入る前から計画を作り調整をしていくというような取り組みも戦略的に必要のように思います。以上です。次の計画作成に向けて、少し考え方を内部で検討いただければというふうに思います。

○小野会長

はい、ありがとうございました。令和4年度の実績状況を踏まえてのご提案あるいは今後

への期待というご意見をいただいたと思います。

ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい。

では、簡潔にお願いします。他にございますか。これでよろしいですか。

では、お2人、お願いいたします。

#### ○委員

まず15ページ、児童発達支援センターのことです。先ほどご回答ありがとうございました。15ページの右下、改善のところに、令和6年4月からのその地域における中核的な役割ってということが書いてあって、令和4年度にっていうのは、実は昨年度ですよ。昨年度に実施した設置状況、運用状況についての分析結果をもとに各圏域の市町村へのヒアリングを行った。これ令和5年度ですよ。ということは、この中身はもう今わかっているということですよ。これは振り返り評価なので、ここからのことがまた今度次の3年間でやっていくことの、PDCAサイクルのところには、違うことが書かれるということですか。私が気にしているのは、今までの児童発達支援センターでは駄目なんですよ。今までの児童発達支援センターは、幼児は得意ですけど、18歳までを全て網羅するとか、地域の療育力を担保するとかってというのは、やってるところはないわけですから、ここからしないといけないところを、オール大阪でみんなで底上げしましょうっていうものになってくれたらいいなと思っているので、そういった観点の今度評価が出てくると思っているのかなと思って。答えてくれなくていいです。期待しています。

なので、委員のおっしゃる通り、市とか市町村とかじゃなくて、例えば圏域とか、オール大阪って考え方で、私達に良いものが届けばいいなと思っているということです。よろしくお願いします。特に子どもは言う人がいないんです。私も子どもが30歳だからこっだけエネルギーっていうか、心臓に毛生えてますけど、幼児のお母さんたちこんなに言えませんから代わりに言ってます。受け取ってください。お願いします。

#### ○委員

短く言います。一つは地域移行について、国も同様にここまでお話があったと思いますけど、非常によくわかりますけれども、私が言いたいことは、障がい者の中にろうあ者というのが、ろうあ者の中に聞こえないプラス他の障がいを併せ持っている重複障がい者というのがいます。または、盲ろうの障がいという方もいらっしゃいます。そういう人たちは、地域移行の条件の中には、地域でコミュニケーションの方法はできているということが条件です。コミュニケーションができなかったら地域に帰ることはできません。そういう人たちを補助できるような考え方というのをに入れていただかないと駄目だなと思うことと、もう一つは、今の現状は、ほとんどの地域には、手話ができない人が多いですよ。将来、手話ができるという地域を作っていくっていうのは、長期計画である。でも、当事者はそれを待てることはできないときに、社会に出るろうあ者達は、特別支援学校を卒業したけれ

ども、他に行くところがない。大聴協としては、中心になってろうあ者のための施設、例えばB型とか、地域活動支援センターであるとかを作ってきました。そこにろうあの人たちが集まってそこで障がいの重いうあの人たちも入ってきて、働ける場所を提供していくということを今やっております。そういう現状と地域に移行してゆく大きな方針と一緒に考えていってほしいなというふうには思っています。

#### ○小野会長

はい、ありがとうございました。それでは、一応議題 2 までやってきました。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。どうしてもこの人数ですのご発言いただけない方が出てきてしまいます。申し訳ございません。2 時間でやるのは難しいんですが、これをずっと長くやっているとおそらく果てしなくなってしまうので、進め方、またコロナ後で顔を合わせる形でできるようになったのは非常にプラスだと思いますけれども、その上でまた進め方も考えていきたいと思えます。皆さんご発言ご協力ありがとうございます。

皆さんからいただいたご発言、特に議題 1 に関しましては、ご説明があった通り、2 月から実施のパブリックコメントのその意見も踏まえながら、第 5 次の中間見直しの成案化で、何らかの形で反映できるものは反映させていただくということになっております。ということで時間となりましたので、時間を過ぎてしまいましたが、本日の議論としてはここまでさせていただきます。事務局にマイクをお返ししますよろしくお願いします。

#### ○事務局

小野会長ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、障がい福祉室長より一言ご挨拶申し上げます。

#### ○障がい福祉室長

委員の皆様、本日は予定時間を超過して非常に熱心なご議論をいただきありがとうございました。厳しいご指摘もいただいたと思っております。それぞれ皆さまの専門の立場からいただいた本日のご意見は真実をいただいたなと思っております。我々としてもできることから一つずつ取り組んでいければと思っております。

障がいのある人、保護者の方、支援される方、それから市町村の皆様、ぜひ一緒になって地域共生社会、これは言葉としては簡単ですけれども、一つ一つ課題を解決していかななくてはならないと改めて認識をさせていただきました。

本日いただきましたご意見は、小野会長ともご相談をさせていただいて、パブリックコメントを経て、今度 3 月にもう一度この会議を開催させていただいて、成案とさせていただきます。

本日は長い間ご議論いただきましてありがとうございました。以上で閉会の挨拶とさせ

ていただきます。ありがとうございました。

○事務局

最後に室長挨拶でも触れさせていただきましたが、今後の審議会の日程につきましては、次回の会議は3月下旬の開催を予定しております。

第5次障がい者計画の中間見直し及び第7期大阪府障がい福祉計画第3期大阪府障がい児福祉計画の成案についてご審議をいただく予定としております。開催案内につきましては改めてご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして第56回大阪府障がい者施策推進協議会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。